

別紙

関東農政局中間技術検査実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、関東農政局が所管する公共工事の品質確保のため、工事に行う技術的検査（以下「中間技術検査」という。）に関して、必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(中間技術検査を行う者)

第 2 条 中間技術検査は、本局（関東農政局の内部部局をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては本局の職員に、事業所等（関東農政局管内の事務所及び事業所をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては当該事業所等の職員に行わせるものとし、契約担当官等が技術検査職員任命書（別紙様式－1）により任命するものとする。

ただし、本局の契約担当官等の契約に係る場合であっても事業所等の職員に中間技術検査を行わせることが適当と認められる場合には、事業所等の職員に中間技術検査を行わせることができる。

(中間技術検査の方法)

第 3 条 第 2 条の規定により中間技術検査を行う者（以下「技術検査職員」という。）が中間技術検査を行うに当たって必要な細部事項は、別に定める「中間技術検査実施細則」によるものとする。

2 技術検査職員は、中間技術検査に当たって、当該中間技術検査に係る工事を担当する職員（以下「監督職員等」という。）及び受注者に対し、関係資料の提示及び事実の説明を求めることができるものとする。

(中間技術検査の申請及び通知)

第 4 条 中間技術検査の時期選定は監督職員が行い、本局の契約担当官等に係る契約にあつては総括監督員から、事業所等の契約担当官等に係る契約にあつては主任監督員から中間技術検査申請書（別紙様式－2）により、契約担当官等に申請するものとする。

2 契約担当官等は、前項の申請があつたときは、遅滞なく技術検査職員を決定し、中間技術検査通知書（別紙様式－3）により、本局の契約担当官等に係る契約にあつては総括監督員及び受注者に、事業所等の契約担当官等に係る契約にあつては主任監督員及び受注者に通知するものとする。

(中間技術検査の結果の報告)

第 5 条 技術検査職員は、中間技術検査を完了したときは、中間技術検査報告書（別紙様式－4）を作成し遅滞なく契約担当官等に報告するものとする。

(工事の評価)

第 6 条 技術検査職員は、中間技術検査を行ったときは別に定めるところにより評価を行うものとする。

附則

この細則は、平成 18 年 4 月 27 日から適用する。

別紙様式－1（第2条）

技術検査職員任命書

技術検査職員（所 属）
（官 職）
（氏 名）

下記契約の中間技術検査を命ずる。

記

1. 工事名
2. 中間技術検査の年月日
3. 中間技術検査の場所

平成 年 月 日
（契約担当官等）
（官職氏名）印

（契約担当官等） 殿

（総括・主任監督員）

所 属

官 職 氏 名

印

中間技術検査申請書

下記工事について、中間技術検査を実施したいので申請します。

記

1. 工 事 名

2. 受 注 者 名

3. 請 負 代 金 額

4. 契 約 に よ る 工 期 着 工 平成 年 月 日

完 成 平成 年 月 日

5. 受注者の監理（主任）技術者氏名

6. 検 査 予 定 年 月 日

別紙様式－3（第4条）

平成 年 月 日

（総括・主任監督員）

殿

（受注者）

（契約担当官等）

（官職氏名）

印

中間技術検査通知書

このことについて、下記のとおり中間技術検査を実施するので通知します。

記

1. 工 事 名
2. 技術検査職員の所属官職氏名
3. 検査年月日 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
4. 検査場所

中間技術検査報告書

平成 年 月 日

（契約担当官等） 殿

技術検査職員
所 属
官 職 氏 名 印

下記工事について、中間技術検査を実施したので報告します。

記

1. 工 事 名
2. 受 注 者 名
3. 請 負 代 金 額
4. 契 約 に よ る 工 期 着 工 平成 年 月 日
完 成 平成 年 月 日
5. 監 督 職 員 の 官 職 氏 名
6. 受注者の監理（主任）技術者氏名
7. 検 査 年 月 日
8. 所 見